

新型コロナウイルス関係【母子保健】 3.16

令和2年3月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
母子保健担当理事 今井 一登

母子保健事業等の実施及び子育て世代包括支援センター等相談支援を実施する事業に係る
新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

平川 俊夫



母子保健事業等の実施及び子育て世代包括支援センター等相談支援を実施する事業
に係る新型コロナウイルスへの対応について

今般、標記の件について厚生労働省子ども家庭局母子保健課より、各都道府県、保健所設置市、特別区宛別添の通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（別添）の趣旨に留意するとともに、母子保健事業等及び子育て世代包括支援センター等相談支援を実施する事業について、下記に留意の上、適切な対応をお願いするものです。

○母子保健事業等の実施における留意点

1. 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等について

(1) 集団で実施する健康診査、保健指導等について

感染拡大防止の観点から、必要に応じ、延期等の措置をとること。ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも必要に応じて電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。なお、延期等により、母子保健法に定める月齢の間に乳幼児健康診査を受診できない場合には、別の機会に乳幼児健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 個別で実施する健康診査、保健指導等について

個別で実施する健康診査、保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断されたい。

2. 保健師による訪問指導等、各居宅へ訪問して実施する事業について

事業の社会的必要性等を踏まえ、事業を継続して実施する場合には、感染拡大防止のための以下の点に留意すること。

(注意事項)

(1) 訪問に際し、訪問する家庭の児童や家族に風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸困難などの症状がないか確認すること。

(2) 事業従事者は、発熱(概ね 37.5℃以上)や呼吸器症状がないことを確認した上で、訪問時におけるマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

3. 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について

これらの事業については、上記2と同様の対応とすること。

○子育て世代包括支援センター、女性健康支援センター、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、母子家庭等就業・自立支援センター、児童家庭支援センター等における面談による相談を実施する事業について

状況に応じて電話やメールによる対応を検討するなど、感染拡大防止について配慮すること。

なお、新型コロナウイルスに関しては、以下に掲載する HP 等を活用し情報収集するとともに、必要に応じ、妊婦や子ども等に対する情報提供や相談対応に努めていただきますよう申し添えをいたします。

・「新型コロナウイルス感染症の対応について」(内閣官房)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・新型コロナウイルス感染症について(厚労省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html